



三井住友海上コラム



2 中国と日本の自動車保険の違い

「えっ! 車両保険に入っているのに落書きは対象外なの?」

弊社の自動車保険をご提案した際にいただいたご質問です。これまでご加入されていた保険会社からは「車体塗装単独損傷保険」(落書き等の損害を補償)を勧められたことがなく、付帯されていなかったためでした。日本では自動車保険(車両保険)で当然補償される事故でも、中国では特約等の追加付帯をしないと補償されないものが多数存在します。

多くの日系企業がこのような違いを理解されないまま、特約等を付帯せずにご契約されているケースが見受けられます。例えば「盗難保険」や、飛び石によるガラス破損等を補償する「ガラス単独破損保険」、洪水の際に浸水路面を走行してエンジンが損壊した場合の「水濡れ損害保険」等は日本では車両保険の基本補償となりますが、中国では別途の手配が必要です。また、日本では免責金額を設定する場合は定額で設定しますが、中国では定率となっているため、損害額が大きくなればなるほど自己負担額が大きくなります。この「免責率」は自動付帯となっている点も注意が必要です。「免責ゼロ特約」を付帯することで、この自己負担をなくすことができます。

日本の自賠責保険に当たる「交強險」(ジャオチャンシェン)は、中国では相手の

身体だけでなく財物への賠償も補償対象となっております。ただし、限度額(過失ありの場合)は対人賠償(死亡・後遺障害)が11万元、対物賠償が2,000元です。

死亡事故の場合の上海都市戸籍者に対する賠償は被扶養者への生活費賠償を合わせると100万元以上になるケースもあり、日本の任意保険に当たる「商業險」(シャンイエシェン)で十分な賠償限度額を確保しておく必要があります。必要な特約等が付帯されているか、賠償限度額が十分かという観点で、ご自身の会社が加入されている自動車保険の内容を一度ご確認くださいをお勧めいたします。

上海・北京での自動車保険の販売開始以来、弊社にはご加入の保険の内容についてのご相談が増えております。弊社では前述のような追加付帯が必要な補償も含めて、お客様のニーズに合った保険設計をご提案させていただきます。

 三井住友海上火災保険(中国)有限公司
MSIG A Member of MS&AD INSURANCE GROUP



理赔部 經理
團 浩一郎

■ 上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心 34 樓 -T70
☎ 021-6877-7800
担当: 團(内線 437)
岩井(内線 517)
■ ko-dan@ms-ins.com(團)
d-iwai@ms-ins.com(岩井)